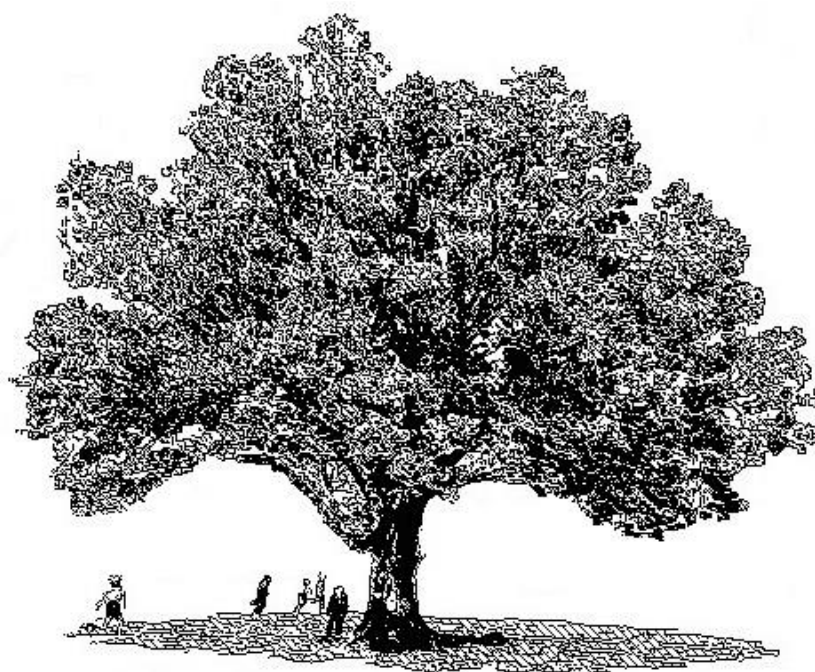


いじめ防止基本方針



令和2年5月8日

千代田町立東小学校

いじめ防止基本方針

平成26年 3月 1日制定

令和2年 5月8日改正

I いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じるものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である、
- ② いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

<いじめの態様>

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

＜いじめの構造＞

いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。

＜いじめの解消＞

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできず、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

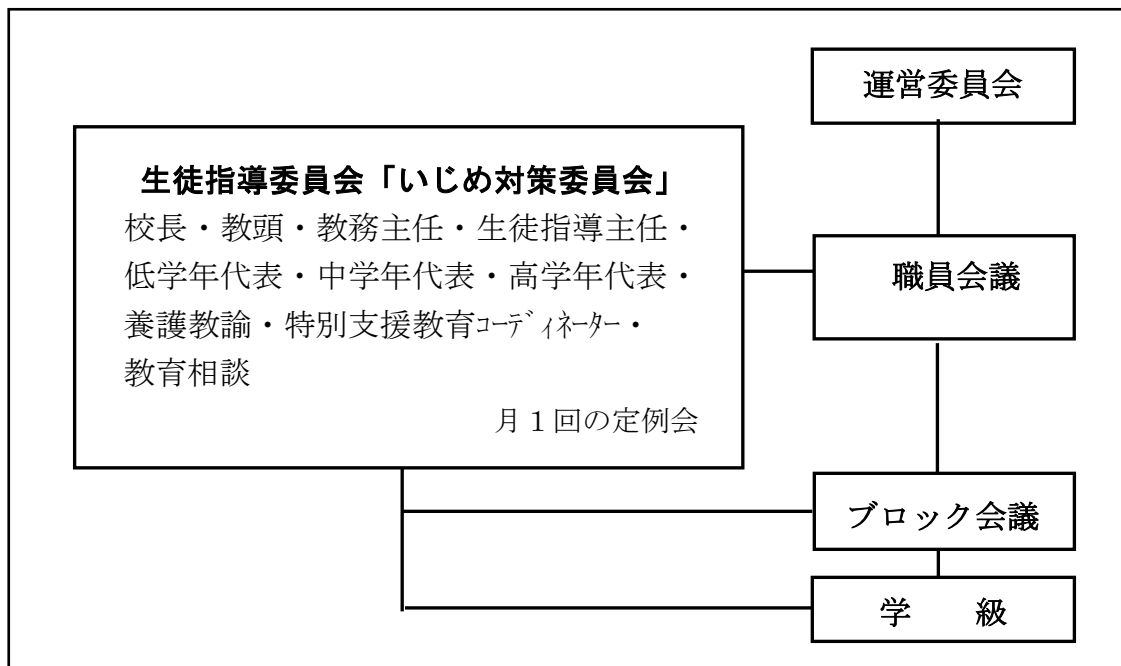
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ② 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

－「群馬県いじめ防止基本方針」より－

上記の定義のもと、本校では、いじめ問題への対応は学校における最重要課題のひとつであると受け止め、一人の教職員が抱え込むことのないように学校が一丸となって組織的に対応していきます。

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」ことを全教職員がしっかりと踏まえて、児童に対するいじめ防止教育と、心が通い合ういじめを生まない学校風土づくりに努めます。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るために、家庭や地域及び関係機関との連携を密に一体となった取組を進めていきます。

Ⅱ いじめ問題に取り組むための校内組織（基本的な流れ）



生徒指導委員会

- 生徒指導委員会「いじめ対策委員会」は、いじめ防止の中核となる組織であり、月1回開催します。
- 組織は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各ブロック生徒指導担当、養護教諭等で構成します。（事案により、学級担任や学年主任等を加える。）
- 児童の様子や問題傾向を有する児童についての情報交換、情報共有をし、学校としての指導方針を打ち出します。
- 「いじめ防止基本方針」に基づいた年間計画を立て取組を推進します。
- いじめ事案が報告された場合には、「いじめ対策委員会」として、速やかにいじめ事案解決への方針を立てます。また、いじめ事案に対する緊急の対応を要すると校長が判断したときには、校長は「緊急いじめ対策委員会」を開催し、対応策を検討します。その事案を「重大事態」と判断した場合は、速やかに教育委員会に報告し、迅速な対応に努めます。

Ⅲ いじめへの対処に関する方針

1 いじめ未然防止への取組

（1）環境づくり

- ①教職員は、「教職員の人権感覚チェックリスト」等を活用し、常に自らの人権感覚を磨き児童の手本となる行動に努めます。

- ②教職員は、児童理解に努め、一人一人の良さを認め、全教育活動を通して、児童との温かい人間関係づくりに努めます。また、特に配慮が必要な児童（生徒）について、特性をふまえた適切な支援を行います。
- ③児童同士が互いに認め合い、つながり合う温かい学級・学校づくりに取り組みます。
- ④児童がいじめに向かわない態度・能力の育成と、いじめが起きにくい・いじめを許さない学級・学校風土をつくるための年間の教育活動計画を作成し地道に実践します。

（２）授業づくり

- ①学校教育のあらゆる場面で、「共感的人間関係」を基盤にし、児童に「自己決定の場」「自己肯定感」「自己有用感」を与える授業・活動づくりに取り組みます。
- ②教師一人一人が「分かる・楽しい・身につく授業」を心がけ、児童の基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ③道徳や学級活動等を通して、いじめや差別等、人権にかかわる諸課題の解決に向けた実践力を育てます。

（３）自ら活動できる集団づくり

- ①話し合い活動を充実させ、学級の諸問題を自分たちで考え、解決していこうとする自発的な態度を育てます。
- ②いじめ防止活動を児童会の活動方針に位置付け、児童の継続した活動を支援します。
- ③縦割り活動を取り入れ、異年齢集団による自治的な活動を効果的に展開したり、ソーシャルスキルトレーニング、グループエンカウンターなどを行ったりして、よりよい人間関係を築くことが出来るようにします。

（４）学校・家庭・地域のつながりづくり

- ①家庭に対して、ホームページや通信、懇談会等で「いじめ防止基本方針」を伝え、理解を得て、協働で取り組みます。
- ②学校の様子をホームページや通信等で発信し、PTA会議、学年懇談会、学校評議委員会等でいじめ等の情報交換や未然防止策を話し合います。また、家庭や地域住民との定期的な情報交換会や「千代田サミット」等を通して地域関係団体との連携を推進します。
- ③インターネット上のいじめは重大な人権侵害であることを理解させるとともに、インターネット上のいじめ防止については、スマートフォンやインターネットの正しい利用方法や危険性について指導し、情報モラル教育をすすめます。また、情報モラル講習会を開催し、保護者への情報提供や啓発を行います。

2 いじめ早期発見に向けての取組

(1) 日常の観察

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化も見逃さない感覚を身につけます。児童の様子がおかしい(表情やしぐさに少しでも変化や違和感がある)と感じたときには、本人に声をかけたり、家庭訪問や保護者への電話連絡をします。また、ささいな兆候や懸念であっても、直ちに学年や生徒指導委員会に報告し、気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守っていきます。

(2) アンケートの実施（毎月1回）

- ①定期的にアンケート調査を実施します。いじめ等の報告がない場合でも、その結果を全教職員で共有し、日頃の児童の生活の様子と照らし合わせて確認します。アンケートにいじめにかかわる記述があった場合には、教師は積極的に働きかけ事実確認を行ない、必ず「いじめ対策委員会」に報告します。

(3) 情報交換・情報共有

- ①月1回生徒指導委員会（「いじめ対策委員会」）や教育相談部会を開催し、問題行動を有する児童や不登校傾向の児童の現状や指導についての情報交換を行い、指導の方向性を話し合います。
- ②児童が悩みごとや困りごとを相談できるように「心の教室相談員」やスクールカウンセラーによる相談体制を整え、来室状況を連絡し合います。

(4) チェックリストの活用

- ①教職員は「いじめ発見のためのチェックポイント（学校用）」を活用し、いじめの兆候に早く気づき、児童の些細な兆候であっても、早い段階からかかわりを持っていくようにします。
- ②教職員は、「担任として学級経営を見直すチェックリスト」を活用して、常時、取組の振り返りを行います。

3 いじめの早期解消に向けての取組

- (1) いじめの疑いにかかわる情報があつたときには、学級担任だけで抱え込むことなく、緊急に「いじめ対策委員会」を開いて学校全体で共通理解し、組織的に解決にあたります。

- (2) 安心して話せる場所を設定し、いじめを受けている児童といじめをしている児童及び関係する児童からいじめの状況やきっかけ等をじっくり聞き、

事実確認をした上で指導を行います。その際、時系列に沿って、経過の記録や話し合いの記録を残します。

- (3) いかなる理由があっても、いじめられている児童を守ります。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。いじめの解決については、謝罪をもって解決したと安易に判断せず支援を継続し、その後の情報も全職員で共有していきます。
(少なくとも3カ月間いじめが止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないとしたときに解消を判断します)。また、いじめが解消している状態でも、教職員は当該児童(生徒)について注意深く観察します。
- (4) いじめた児童に対しては、いじめを行なった背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- (5) いじめを煽ったり傍観したりした児童に対しては、問題の関係者として事実を受け止めさせ、学級や学年等集団全体の問題として、いじめに対応していきます。
- (6) いじめられている児童の心を癒すために、スクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭と連携を取りながら対応していきます。
- (7) いじめ問題が起きたときには家庭との連絡を密にし、学校側の取組について保護者に丁寧に伝え、理解と協力を得て指導を進めます、
- (8) いじめの対応に当たっては教育委員会と連絡を密にとり、解消を図ります。

IV 重大事態への対処

重大事態とは「いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とする)」「被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている場合」を指します。

- 学校は、把握した事態を教育委員会に報告し、対応を協議します。
- 学校は、児童の行為が犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合には、教育委員会と相談の上、速やかに大泉警察署に相談・通報します。
- 学校は、迅速かつ適切な方法で、児童や保護者への心のケアに努めます。また、必要に応じて、各相談機関や専門機関と連携して、専門的見地からの助言を受けます。
- 被害児童の状況に応じて、適応指導教室への通級や別室登校等の対応をとります。
- 加害児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げ

になる場合は、教育委員会と連携し懲戒や出席停止等について検討します。
○誤った情報で事態が混乱することを防止するために、個人情報に十分注意した上で保護者や地域の方々に説明します。

V 評価

学校は、いじめ防止等に向けた取組について、達成目標を設定し、学校評価において評価し、学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告し、保護者や地域関係者に対して公表します。また、評価結果を踏まえた改善を図ります。

<日常の点検と評価>

いじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、様々な観点から教育活動全体にかかわる日常の点検・評価を通して現状の課題を把握します。また、自己評価や関係者評価を計画的に行い、児童や保護者、関係機関などの意見や評価を十分に取り入れ、学習指導や生徒指導等のあり方の工夫改善に取り組みます。

VI いじめ防止における年間活動計画

月	取り組み内容	ねらい
4	○いじめ防止ポスターの掲示・活用 ○1年生を迎える会	・教室に掲示しいじめ防止に対する意識を高める。 ・仲良く、助け合って学校生活を送れるようにする。
5	○JRC登録式 ○通学班あいさつ運動 ○福祉体験学習 4年「点字・手話教室」 「車椅子体験」	・一人一人が助け合いの気持ちをもてるようにする。 ・誰に対しても進んであいさつができるようにする。 ・福祉体験学習を通して、思いやりの心について考え、実践できるようにする。

	〈いじめ防止強化月間〉 ○各学級で「いじめ」に関わる授業をもつ ○いじめ防止集会① ◇いじめに関する講話 ◇各学級のいじめ防止標語の発表	・いじめ防止強化月間を意識して過ごせるようにする。 ・相手の気持ちを考えた行動などについて考え、いじめ防止の意識を高める。
6 ～ 7	○通学班あいさつ運動	・誰に対しても進んであいさつができるようにする。
9 ～ 10	○通学班あいさつ運動	・誰に対しても進んであいさつができるようにする。
11	○通学班あいさつ運動 ○福祉体験学習 2年「障害福祉サービス事業所訪問」 〈いじめ防止強化月間〉 ○各学級で「いじめ」に関わる授業をもつ ○いじめ防止集会② ◇各学級の「いじめ防止活動」発表	・誰に対しても進んであいさつができるようにする。 ・福祉体験学習を通して、思いやりの心について考え、実践できるようにする。 ・いじめ防止強化月間に向けて、学級の「いじめ防止活動」と個人のめあてを決めることを通して、一人一人の意識を高めさせる。
12	○通学班あいさつ運動 〈いじめ防止強化月間〉 ○「いじめ防止活動」の実践 ○人権週間	・誰に対しても進んであいさつができるようにする。 ・各自のめあてに応じた取組を通して、実践力を高めさせる。 ・視聴覚教材など、資料を用いた学習を通して、思いやりの気持ちについて考えさせる。

	○千代田サミット準備・参加	・千代田サミットでの情報交換や協議を通し、学校生活で取り組めることを考え計画し、実践する。
1	○通学班あいさつ運動 ○「いじめ防止活動」の振り返り	・誰に対しても進んであいさつができるようにする。 ・〈いじめ防止強化月間〉の取組を振り返り、今後の目標を持たせる。
2	○通学班あいさつ運動 ○なわとび大会	・誰に対しても進んであいさつができるようにする。 ・学年対抗なわとび競技に向けての取組を通して、一人一人の努力を認め合ったり、互いに応援し合ったりする気持ちを高めさせる。
3	○通学班あいさつ運動 ○1年の振り返り	・誰に対しても進んであいさつができるようにする。 ・互いのよさを理解し合い、次年度に向けてよりよい学校生活が送れるよう意識を高めさせる。

※基本方針は、より実効性の高い取組を実現するために、必要に応じて見直しを行います。

VII 学校生活アンケート

1 下学年用

学 校 生 活 に か ん す る ア ン ケ ー ト (〇〇年〇〇月)

ねん くみ ばん なまえ _____

(じぶんのこと)

下のようなことをされ、いやな思^{おも}いをしたことはありますか。あてはまるところには○を、あてはまらないところには×をつけてください。

ないよう	〇月
わるぐちを言 ^い われる	
なかまはずれにされたり、むしされたりする	
ぶたれたり、けられたりする	
ものをとられたりする	
もちものをかくされたり、こわされたりする	
いやなことやはずかしいことをさせられる	
おどされる	
そのほか	

(クラスのこと)

クラスのなかまで、下のようなことをされている人^{ひと}を見^みたことはありますか？
あてはまることがあれば○を、あてはまらないことには×をつけてください。

ないよう	〇月
わるぐちを言 ^い われる	
なかまはずれにされたり、むしされたりする	
ぶたれたり、けられたりする	
ものをとられたりする	
もちものをかくされたり、こわされたりする	
いやなことやはずかしいことをさせられる	
おどされる	
そのほか	

先生にしらせたいこと

2 上学年用

学 校 生 活 に 関 す る ア ン ケ ー ト (〇〇年〇〇月)

年 組 番 氏名 _____

(自分のこと)

下のようなことをされ、いやな思いをしたことはありますか。あてはまる内容があれば○印を、あてはまらないところには×印をつけてください。

内 容	〇月
悪口を言われたり、おどされたりする	
仲間はずれにされたり、無視されたりする	
ぶたれたり、けられたりする	
お金や物をとられたりする	
持ち物を隠されたり、壊されたりする	
いやなことやはずかしいことをさせられる	
パソコンや携帯電話を使っていやなことをされる	
その他	

(クラスのこと)

クラスの仲間で、下のようなことをされている人を見たことはありますか？ あてはまる内容があれば○印を、あてはまらないところには×印をつけてください。

内 容	〇月
悪口を言われたり、おどされたりする	
仲間はずれにされたり、無視されたりする	
ぶたれたり、けられたりする	
お金や物をとられたりする	
持ち物を隠されたり、壊されたりする	
いやなことやはずかしいことをさせられる	
パソコンや携帯電話を使っていやなことをされる	
その他	

(学校のこと)

クラス以外の生徒で、下のようなことをされている人を見たことはありますか？ あてはまる内容があれば○印を、あてはまらないところには×印をつけてください。

内 容	〇月
悪口を言われたり、おどされたりする	
仲間はずれにされたり、無視されたりする	
ぶたれたり、けられたりする	
お金や物をとられたりする	
持ち物を隠されたり、壊されたりする	
いやなことやはずかしいことをさせられる	
パソコンや携帯電話を使っていやなことをされる	
その他	

VIII 関連資料(群馬県版)

■ 学校における教師の人権感覚チェックリスト

人権感覚チェックリスト ～見直してみましょう あなたの人権感覚～	
朝の会（SHR）	授 業
1. 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。 2. 遅刻した児童生徒や前日に欠席・早退した児童生徒に言葉かけをしていますか。	1. 授業の開始、終了時刻を守っていますか。 2. 空席の児童生徒の確認をしていますか。 3. 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮していますか。 4. 教師の期待とずれた児童生徒の答えの発信を尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと自尊心を傷つけるような言い方をしていませんか。 5. 児童生徒の失敗があった時、失敗に笑う者がいたら黙認せず、注意していますか。
交友関係	
1. 児童生徒の交友関係を把握していますか。 2. 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。	
給 食	児童生徒に接する時
1. 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動植物のいのちや調理した人への感謝の言葉をしっかりと言わせていますか。 2. 配膳や片づけ等でいやな思いをする児童生徒がいないように気を配っていますか。	1. 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいますか。 2. 児童生徒同志の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していませんか。 3. 児童生徒の話を親身に聞いていますか。 4. 児童生徒を指導する際、人格を否定するような注意をしていませんか。 5. 失敗が多い児童生徒を先入観で悪く評価してしまうことはありませんか。 6. 兄弟姉妹と比べて、ほめたりけなしたりしていませんか。 7. 児童生徒の欠点を見つけようとせず、よさに目を向けるように努力していますか。 8. 失敗した児童生徒のことを、他の学級で例として話していませんか。 9. 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと児童生徒の努力を認める言葉かけに心がけていますか。
清 掃	
1. 清掃時間が始まったら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃を行っていますか。 2. いつも楽な仕事ばかりしている児童生徒や、大変な仕事を押しつけられている児童生徒がいないように気を配っていますか。 3. 教室や廊下の黒板や掲示物に落書きはないか気をつけていますか。	
帰りの会（SHR）・放課後・部活動	
1. 明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。 2. 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか気をつけていますか。 3. 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていませんか。	そ の 他
	1. 文書や懇談会などで使う言葉について配慮していますか。 2. 個人情報の管理はしっかりできていますか。

■いじめ発見のチェックポイント(学校用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

学 校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン(言葉や表情、しぐさ)を見逃さずに、早期に対応することが大切です。

朝の会

- ☐ 遅刻・欠席が増える。
- ☐ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる。
- ☐ 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- ☐ 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

授業開始時

- ☐ 忘れ物が多くなる。
- ☐ 用具・机・椅子等が散乱している。
- ☐ 周囲が何となくざわついている。
- ☐ 一人だけ遅れて教室に入る。
- ☐ 席を替えられている。

授業中

- ☐ 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- ☐ 保健室によく行くようになる。
- ☐ グループ分けで孤立しがちである。
- ☐ 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ☐ テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

休み時間

- ☐ 教室や図書室で一人である。
- ☐ 今まで一緒だったグループからはずれている。
- ☐ 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来る。
- ☐ 友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- ☐ 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れている。

給食時

- ☐ 机を寄せて席を作ろうとしない。
- ☐ その子どもが配膳すると嫌がられる。
- ☐ 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける)
- ☐ 食欲がない。
- ☐ 笑顔が無く、黙って食べている。

清掃時

- ☐ その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- ☐ その子どもの机や椅子をふさげながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- ☐ 他の子どもと一人離れて清掃している。
- ☐ 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる。

放課後

- ☐ 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- ☐ みんなの持ち物を持たされている。
- ☐ 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- ☐ 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

その他

- ☐ 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- ☐ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- ☐ 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- ☐ 宿題や集金などの提出が遅れる。
- ☐ 刃物など、危険な物を所持する。

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気の学級集団の中になると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示します。

【教師の言動】

- ☐ 子どもの言い分に耳を傾けている。
- ☐ 子どものよさを見つけようとしている。
- ☐ 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- ☐ えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- ☐ やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- ☐ 個人のプライバシーを守っている。
- ☐ 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- ☐ 教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- ☐ わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- ☐ どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- ☐ 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- ☐ 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- ☐ リーダーに協力する支援体制ができています。
- ☐ 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- ☐ 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- ☐ 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- ☐ 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- ☐ 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- ☐ 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- ☐ 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- ☐ 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- ☐ 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- ☐ いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※子どもたちは、学校のすべての場で学んでいます。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要があります。

また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考える等、見直しを持つことも大切です。